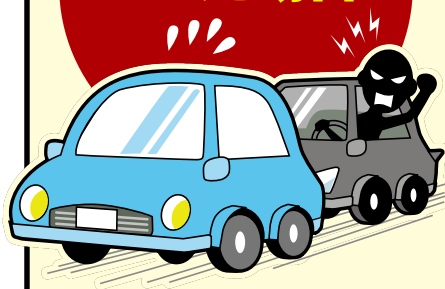


STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則と行政処分の概要

あおり運転
をした場合



1 妨害運転 (交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反** (※11種類の違反。下図参照) 行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

違反点数 25点 | **免許取消し** (欠格期間 2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転
のせいで **危険が
生じた場合**



2 妨害運転 (著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

違反点数 35点 | **免許取消し** (欠格期間 3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害 (あおり) 運転の対象となる 11 種類の違反



※ このほか 「自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法 (道路交通法第18条3項) に関する違反」 が令和8年4月1日より追加

●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！